

様 式 3

令和 8 年 6 月 5 日

奈良県知事 山下 真 殿

主たる事務所の所在地

〒635-0141

奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地

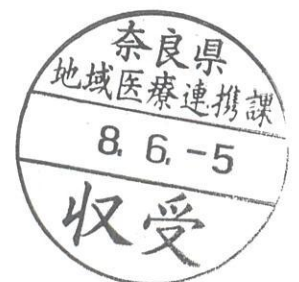
医療法人名 医療法人 中

理事長名 中川 晴智

(連絡先 TEL 0744-52-388

決 算 届

令和 7 年度 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで) の決算を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人中川会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 4 年 3 月 18 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中川 晴智	
理 事	夙屋 瑞貴	常務理事 (歯科医師)
同	塩野 清和	飛鳥病院管理者
同	林 俊治	久米診療所管理者
同	森 裕	介護老人保健施設 萩の里あすか管理者
同	関谷 直	医師
同	松谷 恵一	医師
監 事	谷口 聡	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	飛鳥病院	2 9 1 1 6 0 1 0 6 6	奈良県高市郡高取町 与楽 1160 番地	精 神 病 床 357 床
診療所	久米診療所	2 9 1 1 2 0 1 2 5 5	奈良県橿原市久米町 600 番地の 3	(無床)
介護老人 保健施設	萩の里あすか	2 9 5 2 7 8 0 0 1 9	奈良県高市郡高取町 松山 685 番地	入 所 定 員 100 名 通 所 定 員 30 名
訪問看護 ステーション	ハートフルあ すか	2 7 9, 0 0 2. 4	奈良県高市郡高取町 与楽 1160 番地	(無床)

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
介護老人保健施設 萩の里あすか	奈良県高市郡高取町松山 685 番地	
訪問看護ステーション ハートフルあすか	奈良県高市郡高取町与楽 1160 番 地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和7年4月23日	令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業に係る件（病床数削減）
令和7年5月21日	令和6年度決算報告の承認に関する件
令和7年6月2日	定款の一部変更に関する件（指定訪問看護ステーション開設）
令和7年7月9日	金融機関からの運転資金借り入れの承認

令和 7 年 11 月 19 日	金融機関からの運転資金借り入れの承認
令和 8 年 3 月 11 日	令和 8 年度の事業目標（計画）に関する件
令和 8 年 3 月 11 日	令和 8 年度の収支計画・予算（案）に関する件
令和 8 年 3 月 11 日	新サテライトクリニック開設に関する件

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 7 年 6 月 6 日	飛鳥病院開設許可（医療法第 7 条 2 項）の変更許可変更許可 （南 3 病棟 3 階：使用病室の変更）
令和 7 年 6 月 19 日	構造設備の使用許可（医療法第 27 条） （南 3 病棟 3 階：使用病室の使用）
令和 7 年 8 月 1 日	飛鳥病院開設許可（医療法第 4 条第 1 項及び同法施行規則第 1 条の 14 第 4 項）の開設許可事項変更届（精神一般許可病床数 10 床削減）
令和 8 年 1 月 8 日	定款（寄付行為）変更認可申請書 （指定訪問看護ステーション ハートフルあすか高取の開設）

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 7 年 8 月 18 日	感染症の予防及び感染症の患者に対する第一種協定指定医療機関 指定 （医療法第 38 条第 2 項）
令和 8 年 3 月 18 日	難病指定医療機関の更新（難病の患者に対する医療等に関する法律 第 14 条第 2 項）
令和 8 年 3 月 18 日	指定病院の指定更新 指定病床数 10 床 （令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日） （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 8）
令和 8 年 3 月 31 日	応急指定病院の指定更新（令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日） （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 第 1 項）

(7) その他

特段の事項無し

様式 2

法人名 医療法人中川会

※医療法人整理番号

/

2

3

所在地 奈良県高市郡高取町与楽1160番地

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,635,682 千円
2. 負 債 額	3,571,722 千円
3. 純 資 産 額	63,960 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	746,995
B 固 定 資 産	2,888,687
C 資 産 合 計 (A + B)	3,635,682
D 負 債 合 計	3,571,722
E 純 資 産 (C - D)	63,960

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人中川会

※医療法人整理番号

1	2	2
---	---	---

所在地 奈良県高市郡高取町与楽1160番地

[illegible]

(令和8年3月31日現在)

(單位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	746,995	I 流 動 負 債	676,606
現金及び預金	419,138	買掛金	159,146
事業未収金	313,345	未払金	207,695
たな卸資産	7,006	短期借入金	256,988
前払費用	1,580	未払法人税等	332
繰延税金資産	0	預り金	51,312
その他の流動資産	5,926	未払消費税等	1,133
II 固 定 資 産	2,888,687	II 固 定 負 債	2,895,116
1 有 形 固 定 資 産	2,803,603	長期借入金	2,895,116
建物	1,659,633		
建物附属設備	937,733		
構築物	113,810		
機 具 備 品	44,643		
車両及び船舶	91		
土地	47,693		
2 無 形 固 定 資 産	5,077		
水利権	1,400		
ソフトウェア	2,751		
その他の無形固定資産	926		
3 その他の資産	80,007		
差入保証金	960		
長期貸付金	55,723		
長期前払費用	1,950		
出資金	2,000		
敷金	518		
保険積立金	18,211		
建設負担金	645		
その他の固定資産			
		負債合計	3,571,722
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	50,000
		II 積 立 金	0
		設備積立金	0
		繰越利益剰余金	13,960
		(うち当期純損失)	(▲31,615)
		純資産合計	63,960
資 産 合 計	3,635,682	負債・純資産合計	3,635,682

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるもの。

掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人中川会 ※医療法人整理番号 1123
所在地 奈良県高市郡高取町与楽1160番地

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,419,985
2 事業費用		
(1)事業費	1,579,583	
(2)本部費		
本来業務事業損失		159,598
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		461,248
2 事業費用	488,467	
附帯業務事業損失		27,219
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		186,817
II 事業外収益		
受取利息	677	
その他の事業外収益	184,342	185,019
III 事業外費用		
支払利息	28,817	28,817
その他の事業外費用		
経常損失		30,615
IV 特別利益		
債務免除益		0
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産除却損	668	
固定資産除却費	0	
その他の特別損失	0	668
税引前当期純損失		31,283
法人税・住民税及び事業税	332	
法人税等調整額		
当期純損失		31,615

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名
医療法人中川会

所在地
高市郡高取町大字与楽1160番地

法団税法人管理番号
123

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	株式会社白樫エンタープライズ	樞原市久米町6 00番地3	713,440	医療機器等リース、売 店経営、給食関連業務	給食購入、事務委託、 不動産の賃借	給食購入、事務委託、 不動産の賃借	216,843	未払金	235,330
役員の近親者が代表 者である法人	有限会社まほろばメディアカルサービス	樞原市久米町6 00番地3	48,192	車両等リース業ほか	車両リース、守衛業務 委託	車両リース、守衛業務 委託	15,035	未払金	31,953

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長中川晴智の配偶者が代表取締役である法人 株式会社白樫エンタープライズ
2. 当法人理事長弟の配偶者が代表取締役である法人 有限会社まほろばメディアカルサービス

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中川晴智	理事長	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払	72	未払金	48,546
役員の近親者	中川雅仁	社会福祉法人理事長	当法人理事長 弟、不動産の賃 借	賃借料の支払	7,872	未払金	4,350
役員の近親者	辰巳義子	社員	当法人理事長 妹、不動産の賃 借	賃借料の支払	72	未払金	72

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人中川会

理事長 中川 晴智 殿

私（注１）は、医療法人中川会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月１８日

医療法人中川会

監事 谷口 聡

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。